

法人会

消費税期限内納付

推進運動

省資源・環境保護に努めましょう!  
○この冊子は再生紙を使用しています。  
○ホッチキスは不燃物のため、製本に使用していません。

豊田  
法人会  
だより

ふじおか  
紅葉  
まつり

※12P、13Pでご紹介



# 税を味方に、 強い経営を。



公益社団法人

豊田法人会

<http://www.toyotahojinkai.or.jp>

## 法人会とは…

法人会とは全国に440単位あり、おおむね半分の法人企業が加入する「健全な納税者の団体」「良き経営者をめざすものの団体」であります。

そのため会員の皆さんのが「正しい税知識を身につけたい」「積極的な経営をめざしたい」というご要望に応える、経済および税制に関する「講演会」「研修会」「説明会」等を経営者はもとより、実務担当者を対象に開催しております。

また、会員企業の経営の安定を図ることと、経営者並びに従業員の福利厚生制度充実のために保険受託会社と提携して各種保険制度を設けております。

## 豊田法人会の紹介

豊田法人会は、昭和26年4月岡崎法人会から独立して挙母法人会となり、昭和34年1月に豊田法人会となりました。

昭和51年5月には名古屋国税局から社団法人として許可され、平成25年4月には愛知県知事から公益社団法人として認定されました。

豊田法人会は公益社団法人としての活動を柱として、税のオピニオンリーダーに相応しい法人会をめざして邁進してまいります。

法人会活動が社会に広く貢献しながら、より一層充実し活発化していくためには、さらに組織を拡充していく必要がありますので、是非ご理解を賜りましてご入会下さいますようお願い申し上げます。



公益社団法人 豊田法人会

〒471-0034

愛知県豊田市小坂本町1丁目25番地  
(豊田商工会議所会館4F)

Tel : 0565-33-1314 Fax : 0565-33-6230

## Contents No.136 ●●●●

令和2年度税制改正要望	1
令和2年度税制改正に関する提言(要約)	
税目別の具体的課題・提言手交	
市役所からのお知らせ	
ZEH補助金セミナー・省エネ実践セミナー	6
令和元年分 年末調整等説明会	7
開催会場、日時等のお知らせ	
女性部会	8
活動報告	
とよた産業フェスタ2019 出展報告	9
チャリティ呈茶募金(社会貢献活動)	
青年部会	10
活動報告	
豊田市参合館からのお知らせ	
催しのご案内	11
支部紹介(藤岡支部)	12
ふじおか紅葉まつりのご紹介	
豊田加茂県税事務所からのお知らせ	
スマートフォンアプリ PayBのお知らせ	14
豊田税務署からのお知らせ	
ネットが便利(e-Tax)のお知らせ ほか	15
法人会 自主点検チェックシート	18
自主点検チェックシート活用方法	
豊田法人会行事予定	20
新会員のご紹介	21

## 第36回 法人会全国大会

# 三重大会

令和元年10月3日(木)

令和元年度の法人会全国大会が、去る10月3日(木)全国から関係者が多数出席するなか、三重県のサオリーナで開催されました。

第1部の記念講演では、演題「皇室と神宮」で、伊勢神宮広報室広報課 音羽悟 氏による講演が行われました。

続いて第2部の式典では、全国法人会総連合 小林栄三会長の挨拶、及びご来賓の皆様方からご祝辞を頂戴しました。

その後、「令和2年度税制改正に関する提言」の趣旨説明等がありました。提言内容の要約は以下のとおりです。



## 令和2年度税制改正に関する提言(要約)

### 基本的な課題

## I. 税・財政改革のあり方

### 1. 財政健全化に向けて

○ 今後の税財政を考えるうえで重要な要素となるのは団塊の世代の動向である。この世代の先頭が後期高齢者入りするのは2022年であり、2025年度は団塊の世代すべてが後期高齢者に達する年である。つまり、政府のPB(プライマリーバランス)黒字化目標年度は遅すぎるわけで、本来なら団塊の世代の先頭が後期高齢者入りする前に黒字化目標を設定すべきである。

(1) 今般の消費税率10%への引き上げは、財政健全化と社会保障の安定財源確保のために不可欠だった。税率引き上げによる悪影響を緩和する等の環境整備は必要だが、本年度に引き続き、来年度当初予算においても臨時・特別の措置を講じることとしている。しかし、それがバラマキ政策となつてはならない。

(2) 政府は、2016年度から18年度の3年間を集中改革期間と位置づけ、政策経費の増加額を1.6兆円(社会保障費1.5兆円、その他0.1兆円)程度に抑制する目

安を達成した。2019年度から21年度の基盤強化期間についても、引き続き社会保障費の増加額を抑制する目安を示し、改革に取り組む必要がある。

(3) 財政健全化は国家的課題であり、歳出、歳入の一体的改革によって進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求められる。

(4) 今般の消費税率引き上げに伴って本年10月より軽減税率制度が導入されるが、これによる減収分については安定的な恒久財源を確保するべきである。

(5) 国債の信認が揺らいだ場合、長期金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害することが考えられる。政府・日銀には、市場の動向を踏まえた細心の政策運営を求める。

## 令和2年度税制改正に関する提言(要約)

### 基本的な課題

## 2. 社会保障制度に対する基本的考え方

- 社会保障給付費の財源は公費と保険料である。適正な「負担」と重点化・効率化による「給付」の抑制を可能な限り実行しないと、持続可能な社会保障制度の構築も財政の健全化も実現できない。とりわけ、医療と介護の分野は給付の急増が見込まれており、ここに改革のメスをどう入れるかが重要になる。
- 超高齢化社会が急速に進展する今、社会保障は「自助」「公助」「共助」の役割と範囲を改めて見直す必要があるが、その際に重要なのは公平性の視点である。たとえば医療保険の窓口負担や介護保険の利用者負担などの本人負担については、高齢者においても負担能力に応じることを原則とする必要がある。
  - (1)年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」、「支給開始年齢の引き上げ」、「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施する。
  - (2)医療は産業政策的に成長分野と位置付け、大胆な規制改革を行う必要がある。給付の急増を抑制するために診療報酬(本体)体系を見直すとともに、政府目標であるジェネリックの普及率80%以上も早期に達成する。
  - (3)介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者とにメリハリをつけ、給付及び負担のあり方を見直す。
  - (4)生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。
  - (5)少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。その際、企業も積極的に子育て支援に関与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。  
また、子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。
  - (6)企業への過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

## 3. 行政改革の徹底

- 今般の消費税率引き上げは国民に痛みを求めるものであり、その前提として「行革の徹底」が不可欠であったことを想起せねばならない。地方を含めた政府・議会が「まず魄より始めよ」の精神に基づき自ら身を削るのである。
  - (1)国・地方における議員定数の大胆な削減と歳費の抑制。
  - (2)厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と、能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。
  - (3)特別会計と独立行政法人の無駄の削減。
  - (4)積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

## 4. 消費税引き上げに伴う対応措置

- 本年10月から導入される軽減税率制度は事業者の事務負担が大きい、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多い。このため、かねてから税率10%程度までは単一税率が望ましく、低所得者対策は「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当であることを指摘してきた。軽減税率制度導入後は、国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題があれば同制度の是非を含めて見直しが必要である。

- (1)現在施行されている「消費税転嫁対策特別措置法」の効果等を検証し、中小企業が適正に価格転嫁できるよう、さらに実効性の高い対策をとるべきである。
- (2)消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となる。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。
- (3)システム改修や従業員教育など、事務負担が増大する中小企業に対して特段の配慮が求められる。

## 5. マイナンバー制度について

- マイナンバー制度はすでに運用段階に入っているが、依然としてマイナンバーカードの普及率が低いなど、国民や事業者が正しく制度を理解しているとは言い難い。政府は引き続き、制度の意義等の周知に努め、その定着に向け本腰を入れて取り組んでいく必要がある。

## 6. 今後の税制改革のあり方

## II. 経済活性化と中小企業対策

### 1. 法人実効税率について

- “先進国クラブ”と称されるOECD(経済協力開発機構)加盟国の法人実効税率平均は25%、アジア主要10カ国の中の平均は22%となっている。米国もトランプ税制改革で我が国水準以下に引き下げられた。
- EU内では一部に引き下げ行き過ぎ論も出ているが、我が国の水準が比較的高いという現実に変わりはない。国際競争力強化などの観点から、今般の法人実効税率引き下げの効果等を確認しつつ、さらなる引き下げも視野に入れる必要がある。

### 2. 中小企業の活性化に資する税制措置

- (1)中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。
- (2)租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものや適用件数の少ないものは廃止を含めて整理合理化を行う必要はあるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充したうえで本則化すべきである。
  - ①中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。
  - ②少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、損金算入額の上限(合計300万円)を撤廃し全額を損金算入とする。なお、それが直ちに困難な場合は、令和2年3月末日までとなっている特例措置の適用期限を延長する。
- (3)中小企業経営強化税制(中小企業等経営強化法)や、中小企業が取得する償却資産に係る固定資産税の特例(生産性向上特別措置法)等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末(賦課期日)が迫った申請や認定について弾力的に対処する。

### 3. 事業承継税制の拡充

- 我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。その中小企業が相続税の負担等によって事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。平成30年度の税制改正では比較的大きな見直しが行われたが、さらなる抜本的な対応が必要と考える。

#### (1)事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。とくに、事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般財産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。

#### (2)相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

平成30年度税制改正では、中小企業の代替わりを促進するため、10年間の特例措置として同制度の拡充が行われたことは評価できるが、事業承継がより円滑に実施できるよう以下の措置を求める。

- ①猶予制度ではなく免除制度に改めるとともに、平成29年以前の制度適用者に対しても適用要件を緩和するなど配慮すべきである。
- ②国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた制度周知に努める必要がある。なお、特例制度を適用するためには、令和5年3月末日までに「特例承継計画」を提出する必要があるが、この制度を踏まえてこれから事業承継の検討(後継者の選任等)を始める企業にとっては時間的な余裕がないこと等が懸念される。このため、計画書の提出期限について配慮すべきである。

## 令和2年度税制改正に関する提言(要約)

### 基本的な課題

## III. 地方のあり方

- 国と地方の役割分担を見直し、財政や行政の効率化を図る地方分権化は地方活性化の上でも重要である。その際には地方の自立・自助の理念が不可欠である。地方創生戦略を推進するうえでもこの理念は極めて重要になろう。
- 「ふるさと納税制度」の返礼品アピール競争をみると、あまりに安易で地方活性化に正面から取り組もうとしているのか疑問を呈さざるを得ない。住民税は本来、居住自治体の会費であり、他の自治体に納税することは地方税の原則にそぐわないとの指摘もある。納税先を納税者の出身自治体に限定するなど、さらなる見直しが必要である。
- 地方交付税制度は国が地方の不足財源を手厚く保障する機能を有しており、それが地方の財政規律を歪めているとして改革が求められてきた。地方は国に頼るだけでなく、自らの責任で行財政改革を進め地方活性化策を企画・立案し実行していかねばならない。

(1) 地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。また、中小企業の事業承継の問題は地方創生戦略との関係からも重要であり、集中的に取り組む必要がある。

(2) 広域行政による効率化について検討すべきである。基礎自治体(人口30万人程度)の拡充を図るために、さらなる市町村合併を推進し、合併メリットを追求する必要がある。

(3) 国に比べて身近で小規模な事業が多い地方の行財政改革には、「事業仕分け」のような民間のチェック機能を活かした手法が有効であり、各自治体で広く導入すべきである。

(4) 地方公務員給与は近年、国家公務員給与と比べたラスパイレス指数(全国平均ベース)が改善せずに高止まりしており、適正な水準に是正する必要がある。そのためには国家公務員に準拠するだけでなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。

(5) 地方議会は、議会のあり方を見直し、大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立って行政に対するチェック機能を果たすべきである。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。行政委員会委員の報酬についても日当制を広く導入するなど見直すべきである。

## IV. 震災復興等

- 東日本大震災からの復興に向けて復興期間の後期である「復興・創生期間(平成28年度～令和2年度)」も4年目に入っているが、被災地の復興、産業の再生はいまだ道半ばである。今後の復興事業に当たってはこれまでの効果を十分に検証し、予算を適正かつ迅速に執行するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き、適切な支援を行う必要がある。また、被災地における企業の定着、雇用確保を図る観点などから、実効性のある措置を講じるよう求める。
- 近年、熊本地震をはじめ地震や台風などによる大規模な自然災害が相次いで発生しているが、東日本大震災の対応などを踏まえ、適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興等に向けて取り組まねばならない。
- 近年、自然災害により甚大な被害が発生していることを踏まえ、震災特例法と同じく、災害等に係る雑損失の繰越控除期間を5年(現行3年)に延長すること。

## V. その他

### 1. 納税環境の整備

### 2. 租税教育の充実

## 税目別の具体的課題

### ▶法人税関係

1. 役員給与の損金算入の拡充
  - (1) 役員給与は原則損金算入とすべき
  - (2) 同族会社も業績連動給与の損金算入を認めるべき
2. 交際費課税の適用期限延長
3. 公益法人課税

### ▶所得税関係

#### 1. 所得税のあり方

- (1) 基幹税としての財源調達機能の回復  
基幹税としての財源調達機能を回復するためにも、所得税は国民が能力に応じて適正に負担すべきである。
- (2) 各種控除制度の見直し  
各種控除は、社会構造変化に対応して合理的なものに見直す必要がある。とくに、人的控除については累次の改正の影響を見極めながら、適正化を図るべきである。
- (3) 個人住民税の均等割  
地方税である個人住民税の均等割についても、応益負担原則の観点から適正水準とすべきである。

#### 2. 少子化対策

### ▶相続税・贈与税関係

1. 相続税の負担率はすでに先進主要国並みであることから、これ以上の課税化は行うべきではない。
2. 贈与税は経済の活性化に資するよう見直すべきである。
  - (1) 贈与税の基礎控除を引き上げる。
  - (2) 相続時精算課税制度の特別控除額（2,500万円）を引き上げる。

### ▶地方税関係

1. 固定資産税の抜本的見直し
  - (1) 商業地等の宅地を評価するに当たっては、より収益性を考慮した評価に見直す。
  - (2) 家屋の評価は、経過年数に応じた評価方法に見直す。
  - (3) 償却資産については、納税者の事務負担軽減の観点から、「少額資産」の範囲を国税の中小企業の少額減価償却資産（30万円）にまで拡大するとともに、賦課期日を各法人の事業年度末とすること。また、将来的には廃止も検討すべきである。
  - (4) 固定資産税の免税点については、平成3年以降改定がなく据え置かれているため、大幅に引き上げる。
  - (5) 國土交通省、総務省、国税庁がそれぞれの目的に応じて土地の評価を行っているが、行政の効率化の観点から評価体制は一元化すべきである。
2. 事業所税の廃止  
事業所税は固定資産税と二重課税的な性格を有することから廃止すべきである。
3. 超過課税  
住民税の超過課税は、個人ではなく主に法人を課税対象としているうえ、長期間にわたって課税を実施している自治体も多い。課税の公平を欠く安易な課税は行うべきでない。
4. 法定外目的税  
法定外目的税は、税の公平性・中立性に反するとのないよう配慮するとともに、税収確保のために法人企業に対して安易な課税は行うべきではない。

### ▶その他

1. 配当に対する二重課税の見直し
2. 電子申告

## 提言手交 令和2年度 税制改正に関する提言

令和2年度税制改正に関する提言を当会、岩瀬次郎税制委員長が次の方々に手交しました。

衆議院議員 <b>古本伸一郎 氏</b>		衆議院議員 <b>八木 哲也 氏</b>	
豊田市長 <b>太田 稔彦 氏</b>	みよし市長 <b>小野田賢治 氏</b>	豊田市議会議長 <b>杉浦 弘高 氏</b>	みよし市議会議長 <b>藤川 仁司 氏</b>

※手交の様子(写真)は次号掲載予定です。



## 市役所からのお知らせ!!

工務店・ハウスメーカーの皆様のための

ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス

# ZEH 補助金活用セミナー

参加  
対象

岡崎市・豊田市・みよし市で事業実績のある工務店・ハウスメーカーの方

参加無料

事前申込制  
先着順



MOre ACT  
西三河首長協約推進協議会

### 「営業に活かせるZEH補助金の活用について」

ZEHの基本情報と来年度の国のZEH補助制度について審査官が詳しく解説します。

講師／一般社団法人環境共創イニシアチブ

### 「岡崎市・豊田市・みよし市の補助制度について」

各市の補助制度について担当者が説明します。

講師／岡崎市・豊田市・みよし市 担当者

豊田会場 開催日時 2019.12.9 mon 13:30～15:30  
(定員30名) 会場 豊田商工会議所 多目的ホール203

岡崎会場 開催日時 2019.12.13 fri 13:30～15:30  
(定員30名) 会場 岡崎市竜美丘会館 301号室

### お申込み・お問合せ

▷メールでお申込み

- ①ご希望の会場(豊田・岡崎)
- ②参加人数、全員のお名前とご所属先(会社・部署)
- ③代表者のご連絡先(電話番号、FAX番号、メールのいずれか)を記入し、お申込みください。

zeh@chunichi-adnet.co.jp

※参加証を発行します。

※締切り日／12月5日

「ZEH補助金活用セミナー」事務局

TEL 0564-22-7551  
(10:00～17:00 土・日・祝休)

## 中小企業 省エネ実践セミナー

日時 2019年12月2日(月) 15:00～16:30

会場 みよし市役所6階会議室

参加無料

事前申込制  
先着順

### 第1部 無料省エネ相談事業のご紹介

### 第2部 講演／今、トレンド「SDGs」を知ろう!

講師／原 理史 氏(中部大学中部高等学術研究所)

お気軽に  
お申込みください。

### 第3部 講演／省エネ機器導入の「補助金」を取るには?

講師／大河内敏博 氏(省エネ診断設計株)／エネルギー管理士

#### お申込み・お問合せ

みよし市環境経済部環境課

TEL 0561-32-8018

E-mail : kankyo@city.aichi-miyoshi.lg.jp

▷メールでお申込み ①お名前②受講参加人数と同行者のお名前  
③ご所属先(会社・部署)④ご連絡先(電話番号、FAX番号、メールのいずれか)を記入し、お申込みください。

※件名欄に「1202省エネセミナー」と記載してください。

※参加者多数により、お断りする場合もございます。

主催／西三河首長協約推進協議会(岡崎市、豊田市、みよし市) 一般社団法人環境創造研究センター

## ○豊田税務署からのご案内

# 令和元年分の

# 年末調整等 説明会

本年も年末調整の時期が近づいてまいりました。つきましては、年末調整等の具体的な事務手続きなどについて、下記の日程で説明会を開催しますのでご案内申し上げます。

なお、ご出席の際には郵送でお届けする「年末調整のしかた」、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引き」をご持参願います。

開催場所	対象者	開催日時
みよし市役所 3階研修室 みよし市三好町小坂50	みよし市の方	<b>11月19日(火)</b> 14:00~16:00
豊田市民文化会館 (小ホール) 豊田市小坂町12-100	豊田市の方で住所地 町名の頭文字が 「あ」から「た」の方	<b>11月20日(水)</b> 10:00~12:00
	豊田市の方で住所地 町名の頭文字が 「ち」から「わ」の方	<b>11月20日(水)</b> 13:30~15:30

※ご都合の悪い場合は、他の税務署が開催する会場にもご出席いただけます。

※他の税務署が開催する日程等については、国税庁ホームページ名古屋国税局コーナー

【[www.nta.go.jp/about/organization/nagoya/index.htm](http://www.nta.go.jp/about/organization/nagoya/index.htm)】でご確認いただくことができます。

## ○消費税軽減税率制度 説明会のご案内

令和元年10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が10%に引き上げられ、同時に、消費税の軽減税率制度が実施されます。

税務署としては、引き続き、軽減税率制度や軽減税率対策補助金制度の理解を深めていただくために、消費税軽減税率制度説明会を開催しています。

どなたでもご参加いただけますので、是非、ご出席ください。

開催日	開催時間	開催場所
<b>11月19日(火)</b>	10:00~11:00	みよし市役所 3階研修室 (三好町小坂50)
<b>11月21日(木)</b>	14:00~15:00	豊田市民文化会館(小ホール) (豊田市小坂町12-100)
<b>12月 4日(水)</b>	10:30~11:30	豊田合同庁舎 5階 共用大会議室 (豊田市常盤町1丁目105-3)
<b>12月 4日(水)</b>	14:00~15:00	豊田合同庁舎 5階 共用大会議室 (豊田市常盤町1丁目105-3)

◎ご不明な点は豊田税務署までお問い合わせください。

▷年末調整等説明会に関するご質問 TEL0565-35-7779(源泉所得税担当直通)

▷消費税軽減税率制度説明会に関するご質問 TEL0565-35-7777(代表)内線2512(法人課税第一部門)

# 女性部会

活動  
報告



花水木  
女性部会の花

## シンボルマーク

このマークは、女性部会の  
8ブロックの強い絆を  
表現しています。

Women's Idea and Activities  
女性 理念 活動

(公社)豊田法人会女性部会

令和元年6月20日(水)・令和元年8月23日(金)

## 税務研修・サマー講座

### ■税務研修(6月20日)

私達女性部会は、税務研修で税務署の古賀統括官をお迎えして10月1日から始まる軽減税率への対応を教えていただきました。

以前にも教わってきた思いがします。何回も聞いている内に複雑でわかりにくい軽減税率も少しずつ分かつてきましたような気がします。

職種によっては対応が大変な方がいらっしゃるかと思います。軽減コールセンターを活用するといいと思います。

【専用ダイヤル ☎0120-205-553】

### ■サマー講座(8月23日)

7月に豊田税務署に着任された丸山新次署長のご講話は大変楽しく興味深く聴かせて頂きました。

前任地の静岡のこと聞かせて頂きお人柄を感じました。日本神話に登場する神、大山祇命(オオヤマツミノミコト)がまつられ、森の氏神様として多くの人々に救われている三島神社。伊邪那岐命(イザナギノミコト)と伊邪那美命(イザナミノミコト)の間に生まれた日本神話に登場する神、大山祇命(オオヤマツミノミコト)。

三島神社のお話を聞きし一度是非訪れてみたいと思うばかりです。消費税軽減税率についてクイズ形式で解りやすく解説をまじえ、面白く、難しい税も身近の事からの学びで興味深いです。モーニングコーヒーで集い、お茶をしながら、主婦も楽しくお勉強できそうです。



令和元年8月24日(土)～25日(日)

## とよた産業フェスタ2019(呈茶)

今年はとよた産業フェスタが8月の開催となり、暑さが心配されましたが、無事に盛況に終えることができました。

途中、トヨタ自動車ヴエルブリッツの選手が来場し、お手伝いしていただきなど、楽しく充実した社会貢献活動をさせていただきました。

ご協力いただいた皆さんに感謝いたします。



チャリティ  
呈茶  
出展報告

# とよた産業フェスタ2019

## 令和元年8月24日(土)~25日(日)

今年も女性部会主催で社会貢献を目的とした「チャリティ呈茶募金」を出展いたしました。

多くの皆さんにご来場いただきました。来場者には若い人たちも多く、チャリティ精神だけでなく日本の文化にふれるよい機会となってくれたらと思います。

ご来場いただいた皆さん、ご協力いただいた皆さんに深く感謝いたします。



# 青年部会

活動  
報告

青年部会は「税法、経理、経営」の相互研究や会員相互の啓発・親睦を目的としています。次代を担う若手経営者、中堅幹部社員のみなさん、我々と共に新しい未来に向けて研鑽しましょう。

新入会員  
募集中!

《年会費》3,000円  
《会員資格》  
豊田法人会員である法人に属した50歳以下の人

●詳しくは法人会事務局まで!

青年部会主催

## 講演会開催のご報告

令和元年8月28日(水)

講師 元ラグビー日本代表 今泉 清 氏

### 「個々の能力を引き出す マネジメントと組織力」

コミュニケーションの本質、ポジティブな言葉の力、成果を上げるための目標設定、夢とDreamの違いなどラグビーの日本代表として世界でご活躍された自身の経験をもとにご講演いただきました。



## 社会貢献活動のご報告

とよた産業フェスタ2019

令和元年8月24日(土)~25日(日)

女性部会主催 チャリティ呈茶

とよた産業フェスタ2019に出展した女性部会主催の「チャリティ呈茶募金」のお手伝いをしてまいりました。





気軽にクラシックコンサートを楽しむことができる「か～るくラシック♪シリーズ」。平日のお昼を爽やかに彩る1時間のひとときをお楽しみ下さい。

## 華麗なる吹奏楽の響きⅧ

～クリスマスコンサート～

2019年12月25日(水)

豊田市コンサートホール

11:30 開演(11:00 開場)

▷入場料／500円

毎回大人気の吹奏楽公演を今年度もお届けします!

出演するのは最近、市外県外での公演も増えてきた、かるクラ・ウインド・オーケストラ。吹奏楽の醍醐味、迫力溢れる華やかなサウンドをお楽しみ下さい。

## 豊田市コンサートホール・能楽堂

からの お知らせ

催し物案内

■2019年12月25日(水)

### 華麗なる吹奏楽の響きⅧ

■2020年1月9日(木)

### J.シュトラウスⅡ 喜歌劇「こうもり」より抜粋

#### ●Program プログラム

アンダーソン／クリスマス・フェスティバル  
トランペット吹きの休日  
ホルスト／吹奏楽のための第1組曲 ほか

#### ●Performer 出演者



井上 京(指揮・お話)



かるクラ・ウインド・オーケストラ

#### ●Performer

出演者



大久保亮  
(アイゼンシュタイン)



つじ村ふみ恵  
(ロザリンデ)



塙本伸彦  
(ファルケ)



奥村育子  
(アデーレ)



石原まりあ  
(オルロフスキイ)



松下伸也  
(フランク)



片山博貴  
(アルフレード)



重左恵里  
(ピアノ)



中村貴志  
(企画・構成・プリント)

チケットのお申込み  
お問い合わせ

▷豊田市コンサートホール・能楽堂事務室 TEL 0565-35-8200

▷受付時間／9:00～21:00 ▷休館日／月曜日(但し、祝日は開館)

▷インターネット予約／<https://www.t-cn.gr.jp/>

※コンビニ発券ができるようになりました

※4歳からご入場いただけます。

※やむを得ない事情により、出演者・曲目等が変更になる場合もあります。

# 藤岡支部紹介

夢・彩・発見

## ふじおか 紅葉まつり

令和元年  
**11月22日(金)  
～24日(日)**

### 会場

- 愛知県緑化センター
- 石畳ふれあい広場
- 木瀬八柱神社
- 下川口大沢池
- 藤岡コミュニティ広場
- 藤岡ふれあいの館

### イベント等

- 紅葉のライトアップ
- 地元特産品販売
- ジャズコンサート
- 棒の手演技

▶Star☆tライブ  
23日(土)14:00～14:30

▶ゆるきゃらショー  
23日(土)13:00～13:30  
24日(日)12:00～12:30

▶藤岡棒の手演技  
23日(土)11:30～12:30

※詳しくは藤岡観光協会ホームページ等でご確認ください。

〈藤岡観光協会〉  
電話0565-76-6108

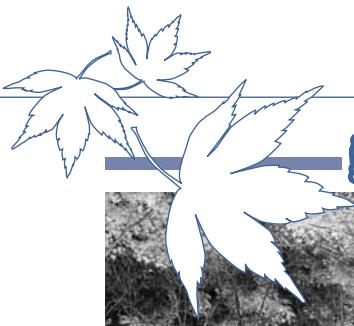


### ▷表紙の写真／愛知県緑化センター

愛知県緑化センターは、県政100年を記念して作られた緑化施設で年間約60万人以上の来場者があります。施設内には四季が感じられる日本庭園や広大な芝生広場、バーベキュー場、アスレチック遊具、野鳥の観察路などが充実しており、さまざまな野外レクリエーションが楽しめます。

※ふじおか紅葉まつりでは、夜の紅葉ライトアップをはじめ、たくさんのお楽しみイベントが予定されています。ご家族、お友だちと一緒にぜひお出かけください。





## 愛知県緑化センター



各種イベント

ライト  
アップ

一年を通してみどころが多く、特にカエデやメタセコイアが鮮やかに色づく秋の紅葉が有名です。  
春には桜とユキヤナギのコントラストも楽しめます。

## 木瀬八柱神社



ジャズコンサート

ライト  
アップ

紅葉がライトアップされた神社へ入る参道を、ペットボトル灯籠が優しく照らしてくれます。  
例年行われるジャズコンサートも人気です。

## 石畳ふれあい広場



足湯・のど自慢

ライト  
アップ

石畳ふれあい広場では、足湯につかりながら紅葉をお楽しみいただけます。他にも各種イベント、地元特産品の販売などが行われ、人気のスポットです。

## 下川口大沢池



ライト  
アップ

地域の人々が池のほとりにモミジを植栽してきました。  
大沢池湖畔に並ぶ木々が池の川面に映り、ライトアップと合わせて幻想的な雰囲気を醸し出します。



支部長  
**藤井秀嘉**  
フジイ設備(株)

### 支部長ごあいさつ

令和元年度より藤岡支部長を仰せつかりました藤井秀嘉と申します。支部長としての経験もまだ浅く、法人会の支部活動もまだ十分には理解できていないことが多いですが、藤岡支部の今後の発展のために微力ながらも尽力してまいります。会員の皆様方のご協力とご鞭撻の程、よろしくお願い申し上げます。

藤岡地区は、四季折々の自然が豊かなところです。観光スポットもいろいろありますので、是非ご家族、ご友人を誘いあって藤岡へお越し下さい。

# 愛知県豊田加茂県税事務所からのお知らせ

いつでも・どこでも・簡単に  
 PayB(ペイビー)で  
愛知県の県税を納税できるようになりました!

## PayBとは?

スマートフォン、タブレット端末から、納付書に印刷されている「コンビニ収納用バーコード」をカメラ機能で読み取り、事前に登録した金融機関の口座から即時に支払いができるスマートフォン決済アプリです。

### 1. 「PayB」で納税できる 納税通知書・納付書

「納付番号」「確認番号」が印刷されているもので、「コンビニ又はクレジット取扱期限」欄又は「クレジット取扱期限欄」に印刷された取扱期限内のもの(ただし、納付書1枚の合計金額が30万円以下の納税に限ります。)

### 2. 「PayB」による納税で ご準備いただくもの

- (1)スマートフォン、タブレット端末など
- (2)納付書
- (3)ビーリングシステム株式会社の  
PayBアプリ又は金融機関の  
PayBアプリ

### 3. 手続き方法

- (1)アプリをダウンロード(初回利用時のみ)  
※アプリ利用は無料ですが、パケット通信料は自己負担になります。アプリのダウンロードは「PayB」へアクセスしてください。

(2)個人情報(氏名、生年月日、口座情報など)を登録(初回利用時のみ)

(3)アプリを起動し、スマートフォン等のカメラ機能で納付書に印刷された「コンビニ収納用バーコード」をスキャンし、支払情報を確認のうえ支払用パスコードを入力

(4)支払い完了(アプリで登録した金融機関の口座から即時引き落とされます。)

PayB

検索

### 4. クレジットカードでの納税を 希望する場合

※「PayB」を利用する場合の支払い方法は、「口座からの引き落とし」に限ります。

クレジットカードでの納税をご希望の場合は「愛知県県税クレジットカードお支払いサイト(<https://zei.aichi.jp>)」から手続きをしてください。

### 注意事項

#### ○領収証書は発行されません

領収証書が必要な方は、金融機関(ゆうちょ銀行を除く)、コンビニエンスストア又は県税事務所の窓口で納税してください。

#### ○納税証明書はすぐに発行できません

納税証明書が発行可能となるのは、支払手続が完了してから約5日後です。

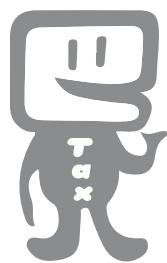
※車検時期が近い等、納税証明書が至急必要な方は、領収書が必要な場合と同様に金融機関、コンビニエンスストア又は県税事務所の窓口で納税してください。

#### ○「PayB」を利用可能な金融機関に限りがあります。

利用可能な金融機関は、「PayBご利用可能金融機関([https://payb.jp/list\\_f.html](https://payb.jp/list_f.html))」でご確認ください。

●法人の方へ

# ネットが便利 申告・納税 e-Tax



国税庁 e-Tax キャラクター  
イータ君

## 令和2年4月から大法人の電子申告が義務化されます

令和2年4月以後開始する事業年度から、事業年度開始時の資本金の額等が1億円超などの要件に該当する法人に対し、法人税及び消費税等の申告書について、その添付書類を含め、提出方法が電子申告に義務化されます(以下「大法人の電子申告義務化」といいます。)。

なお、大法人の電子申告義務化に伴い、法人税等に係る申告データを円滑に提出できるよう、環境整備を進めており、平成31年4月からは、以下の点が変更されます。

- 勘定科目内訳明細書の記載内容が簡素化されます。
- 勘定科目内訳明細書、別表のうち明細記載を要する部分(別表6(1)など)についてデータ形式が柔軟化されます。
- 法人番号の入力により、法人番号公表サイトで公表している最新の法人情報を自動的に反映できるようになります。
- 連結納税の承認申請関係書類について、連結子法人となる法人又は連結子法人による提出を不要とします。

また、上記以外の施策も、平成30年4月以降、順次実施しております。

実施状況等は、e-Taxホームページ([www.e-tax.nta.go.jp](http://www.e-tax.nta.go.jp))でご確認ください。

## e-Taxならこんなメリットがあります

- 1 税務署に出向くことなく、インターネットを利用して申告や納税などの各種手続をすることができます。
- 2 申告書、申請書、添付書類をインターネットを利用して提出できるため、ペーパーレス化につながります。
- 3 書面で提出した場合より、還付金を早く受け取ることができます。
- 4 納税証明書の交付請求手数料が、書面請求の場合より安価です。  
(e-Tax : 370円 書面 : 400円)



## 添付書類の提出はe-Taxが便利です

出資関係図などの一部の添付書類については、イメージデータ(PDF形式)により提出できます。

さらに、税務・会計ソフトや自社システムで作成した財務諸表及び勘定科目内訳明細書データについても、国税庁が定めたファイル形式(CSV形式)のデータであれば、e-Taxで受付可能なデータ形式(XBRL形式又はXML形式)に変換して提出できます。詳細はe-Taxホームページでご確認ください。

※ 財務諸表及び勘定科目内訳明細書は、イメージデータ(PDF形式)での提出はできませんのでご注意ください。

## 豊田税務署からのお知らせ

もう手書きにはもどれない…

# パソコン・スマホから 確定申告

STEP

1

## 「国税庁ホームページ」へアクセス

税務署に行く手間がかかりません！

確定申告

確定申告期間中は24時間いつでも利用できます！

(注) 確定申告期間以外の利用可能時間やメンテナンスによりご利用いただけない時間帯については、e-Tax ホームページでご確認ください。



2人に1人以上が利用

確定申告書等作成コーナーの利用率  
利用者の感想

96%の方が役立つ

と回答

STEP

2

## 申告書を作成

画面の案内に従って金額などを入力するだけで申告書が作成できます！

STEP

3

## e-Taxで送信して提出

### マイナンバーカードを使って送信

用意するものは、次の2つ！

① マイナンバーカード



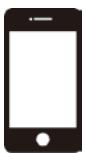
取得方法は  
17ページを見てね！



② ICカードリーダライタ 又は  
マイナンバーカード対応のスマートフォン



又は



一部の端末のみ

(注) マイナンバーカード対応のスマートフォンの機種については、  
17ページをご参照ください。

### IDとパスワードで送信

重 要 書 類			
本 人 用	本 人 用	ID・PW	本 人 用
ID・パスワード方式の届出完了通知 (見本)			
ID・パスワード方式に対応した ID・パスワード↓			
利用者固有番号 (半角数字・16桁)	1111	1111	1111
組合番号 (半角英数字)	a12345678		

ID・PW  
が目印

- 「ID・パスワード方式の届出完了通知」の発行を希望される場合は、**申告されるご本人**が顔写真付きの本人確認書類をお持ちの上、**お近くの税務署**にお越しください。
- 確定申告会場で、既にID・パスワード方式の届出を提出された方は、申告書の控えと一緒に保管されている場合がありますので、ご確認ください。

(注) • ID・パスワード方式は暫定的な対応です。  
お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。  
• メッセージボックスの閲覧には、マイナンバーカード等が必要です。



印刷して郵送等で税務署へ提出することもできます！

プリンタをお持ちでなくても、コンビニエンスストア等のプリントサービス（有料）を利用して印刷できます。



## スマホ×確定申告～ネクストステージ～

# 進化するスマート申告！

### スマホで見やすい専用画面

令和2年1月から、2か所以上の給与所得がある方、年金収入や副業等の雑所得がある方など、スマホ専用画面をご利用いただける方の範囲が広がります。



申告書の作成  
はこちらから！



開発中の画面ですので、実際の画面と異なる場合があります。



### e-Taxで手続完結

「マイナンバーカード」と「マイナンバーカード対応のスマートフォン」をお持ちの方は、e-Taxで送信できます。

また、マイナンバーカード対応のスマートフォン等をお持ちでない方も、「ID・パスワード方式の届出完了通知」(16ページ参照)に記載されたID・パスワードがあれば、e-Taxで送信できます。

(注) ・タブレット端末からもご利用いただけます。  
・e-Taxをご利用できない方は、作成した確定申告書を印刷し、税務署に郵送等で提出できます。

### 操作が分からぬ場合は「よくある質問」へ

確定申告書等作成コーナーの操作に関するご不明な点や困ったことなど、お問い合わせの多い質問を確定申告書等作成コーナー内の「よくある質問」に掲載しています。

よくある質問をご覧頂いても解決しない場合は、電話でお問い合わせすることができます。

※ お問い合わせ先は、確定申告書等作成コーナーの「お問い合わせ」画面をご覧ください。

(注) 国税に関するご相談・ご質問は、国税庁ホームページの「タックスアンサー」に、税に関してのよくある質問を掲載していますのでご覧ください。  
また、「タックスアンサー」をご覧頂いても解決しない場合は、最寄りの税務署へお問い合わせください。

### マイナンバーカードができること？

マイナンバーカードを利用するなどして、e-Taxで提出すれば**本人確認書類の提示又は写しの添付が不要**です。その他、マイナンバーカードで本人認証すれば、e-Taxのメッセージボックスから申告した内容や税務署からのお知らせなどを確認できます。



### マイナンバーカードの取得方法

郵便・パソコン・スマートフォンなどから申請でき、無料で取得できます。  
詳しくは、マイナンバーカード総合サイトをご覧ください。

マイナンバーカード 取得方法



スマホによる申請  
はこちらから！

マンガ  
でわかる!

# 法人会自主点検チェックシート

- 社内体制整備編 -

国税庁後援



お問い合わせ先



(公社) 豊田法人会

☎ 0565-33-1314

ホームページ <http://www.toyotahojinkai.or.jp/>

# 企業の皆様

# 法人会 自主点検チェックシートを 活用していますか?

自主点検チェックシートを活用した場合には、「法人事業概況説明書」に  
(法人会 自主点検チェックシート) と記入することができます。

法人事業概況説明書		F B 1 0 0 6
<small>別添「法人事業概況説明書の書き方」を参考に記載し、法人税申告書等と一緒に提出して提出してください。 なお、正解欄が記入する場合は、お手数ですが、通常の用紙に提出された上、送付願います。</small>		
<small>整理番号</small>		
<small>年 度</small>		
<small>事 業</small>		
<small>自 平 成</small>		
<small>税務署</small>		
<small>処理欄</small>		
<small>自社ホームページアドレス</small>		
<small>この用紙は複数枚提出しないでください</small>		
<small>○ QRコード用 この用紙は複数枚提出します。折つたり汚したりしないで</small>		
<small>(1) 事 業 内 容</small>		
<small>(2) 国 内 子 会 社 の 数</small>		
<small>(3) 海 外 子 会 社 の 数</small>		
<small>(4) 輸 入 / 輸 出</small>		
<small>(5) 有 無</small>		
<small>(6) 取引金額(百万円)</small>		
<small>(7) 有 無</small>		
<small>(8) 有 無</small>		
<small>(9) 有 無</small>		
<small>(10) 有 無</small>		
<small>(11) 有 無</small>		
<small>(12) 有 無</small>		
<small>(13) 有 無</small>		
<small>(14) 有 無</small>		
<small>(15) 有 無</small>		
<small>(16) 有 無</small>		
<small>(17) 有 無</small>		
<small>(18) 有 無</small>		
<small>(19) 有 無</small>		
<small>(20) 有 無</small>		
<small>(21) 有 無</small>		
<small>(22) 有 無</small>		
<small>(23) 有 無</small>		
<small>(24) 有 無</small>		
<small>(25) 有 無</small>		
<small>(26) 有 無</small>		
<small>(27) 有 無</small>		
<small>(28) 有 無</small>		
<small>(29) 有 無</small>		
<small>(30) 有 無</small>		
<small>(31) 有 無</small>		
<small>(32) 有 無</small>		
<small>(33) 有 無</small>		
<small>(34) 有 無</small>		
<small>(35) 有 無</small>		
<small>(36) 有 無</small>		
<small>(37) 有 無</small>		
<small>(38) 有 無</small>		
<small>(39) 有 無</small>		
<small>(40) 有 無</small>		
<small>(41) 有 無</small>		
<small>(42) 有 無</small>		
<small>(43) 有 無</small>		
<small>(44) 有 無</small>		
<small>(45) 有 無</small>		
<small>(46) 有 無</small>		
<small>(47) 有 無</small>		
<small>(48) 有 無</small>		
<small>(49) 有 無</small>		
<small>(50) 有 無</small>		
<small>(51) 有 無</small>		
<small>(52) 有 無</small>		
<small>(53) 有 無</small>		
<small>(54) 有 無</small>		
<small>(55) 有 無</small>		
<small>(56) 有 無</small>		
<small>(57) 有 無</small>		
<small>(58) 有 無</small>		
<small>(59) 有 無</small>		
<small>(60) 有 無</small>		
<small>(61) 有 無</small>		
<small>(62) 有 無</small>		
<small>(63) 有 無</small>		
<small>(64) 有 無</small>		
<small>(65) 有 無</small>		
<small>(66) 有 無</small>		
<small>(67) 有 無</small>		
<small>(68) 有 無</small>		
<small>(69) 有 無</small>		
<small>(70) 有 無</small>		
<small>(71) 有 無</small>		
<small>(72) 有 無</small>		
<small>(73) 有 無</small>		
<small>(74) 有 無</small>		
<small>(75) 有 無</small>		
<small>(76) 有 無</small>		
<small>(77) 有 無</small>		
<small>(78) 有 無</small>		
<small>(79) 有 無</small>		
<small>(80) 有 無</small>		
<small>(81) 有 無</small>		
<small>(82) 有 無</small>		
<small>(83) 有 無</small>		
<small>(84) 有 無</small>		
<small>(85) 有 無</small>		
<small>(86) 有 無</small>		
<small>(87) 有 無</small>		
<small>(88) 有 無</small>		
<small>(89) 有 無</small>		
<small>(90) 有 無</small>		
<small>(91) 有 無</small>		
<small>(92) 有 無</small>		
<small>(93) 有 無</small>		
<small>(94) 有 無</small>		
<small>(95) 有 無</small>		
<small>(96) 有 無</small>		
<small>(97) 有 無</small>		
<small>(98) 有 無</small>		
<small>(99) 有 無</small>		
<small>(100) 有 無</small>		
<small>(101) 有 無</small>		
<small>(102) 有 無</small>		
<small>(103) 有 無</small>		
<small>(104) 有 無</small>		
<small>(105) 有 無</small>		
<small>(106) 有 無</small>		
<small>(107) 有 無</small>		
<small>(108) 有 無</small>		
<small>(109) 有 無</small>		
<small>(110) 有 無</small>		
<small>(111) 有 無</small>		
<small>(112) 有 無</small>		
<small>(113) 有 無</small>		
<small>(114) 有 無</small>		
<small>(115) 有 無</small>		
<small>(116) 有 無</small>		
<small>(117) 有 無</small>		
<small>(118) 有 無</small>		
<small>(119) 有 無</small>		
<small>(120) 有 無</small>		
<small>(121) 有 無</small>		
<small>(122) 有 無</small>		
<small>(123) 有 無</small>		
<small>(124) 有 無</small>		
<small>(125) 有 無</small>		
<small>(126) 有 無</small>		
<small>(127) 有 無</small>		
<small>(128) 有 無</small>		
<small>(129) 有 無</small>		
<small>(130) 有 無</small>		
<small>(131) 有 無</small>		
<small>(132) 有 無</small>		
<small>(133) 有 無</small>		
<small>(134) 有 無</small>		
<small>(135) 有 無</small>		
<small>(136) 有 無</small>		
<small>(137) 有 無</small>		
<small>(138) 有 無</small>		
<small>(139) 有 無</small>		
<small>(140) 有 無</small>		
<small>(141) 有 無</small>		
<small>(142) 有 無</small>		
<small>(143) 有 無</small>		
<small>(144) 有 無</small>		
<small>(145) 有 無</small>		
<small>(146) 有 無</small>		
<small>(147) 有 無</small>		
<small>(148) 有 無</small>		
<small>(149) 有 無</small>		
<small>(150) 有 無</small>		
<small>(151) 有 無</small>		
<small>(152) 有 無</small>		
<small>(153) 有 無</small>		
<small>(154) 有 無</small>		
<small>(155) 有 無</small>		
<small>(156) 有 無</small>		
<small>(157) 有 無</small>		
<small>(158) 有 無</small>		
<small>(159) 有 無</small>		
<small>(160) 有 無</small>		
<small>(161) 有 無</small>		
<small>(162) 有 無</small>		
<small>(163) 有 無</small>		
<small>(164) 有 無</small>		
<small>(165) 有 無</small>		
<small>(166) 有 無</small>		
<small>(167) 有 無</small>		
<small>(168) 有 無</small>		
<small>(169) 有 無</small>		
<small>(170) 有 無</small>		
<small>(171) 有 無</small>		
<small>(172) 有 無</small>		
<small>(173) 有 無</small>		
<small>(174) 有 無</small>		
<small>(175) 有 無</small>		
<small>(176) 有 無</small>		
<small>(177) 有 無</small>		
<small>(178) 有 無</small>		
<small>(179) 有 無</small>		
<small>(180) 有 無</small>		
<small>(181) 有 無</small>		
<small>(182) 有 無</small>		
<small>(183) 有 無</small>		
<small>(184) 有 無</small>		
<small>(185) 有 無</small>		
<small>(186) 有 無</small>		
<small>(187) 有 無</small>		
<small>(188) 有 無</small>		
<small>(189) 有 無</small>		
<small>(190) 有 無</small>		
<small>(191) 有 無</small>		
<small>(192) 有 無</small>		
<small>(193) 有 無</small>		
<small>(194) 有 無</small>		
<small>(195) 有 無</small>		
<small>(196) 有 無</small>		
<small>(197) 有 無</small>		
<small>(198) 有 無</small>		
<small>(199) 有 無</small>		
<small>(200) 有 無</small>		
<small>(201) 有 無</small>		
<small>(202) 有 無</small>		
<small>(203) 有 無</small>		
<small>(204) 有 無</small>		
<small>(205) 有 無</small>		
<small>(206) 有 無</small>		
<small>(207) 有 無</small>		
<small>(208) 有 無</small>		
<small>(209) 有 無</small>		
<small>(210) 有 無</small>		
<small>(211) 有 無</small>		
<small>(212) 有 無</small>		
<small>(213) 有 無</small>		
<small>(214) 有 無</small>		
<small>(215) 有 無</small>		
<small>(216) 有 無</small>		
<small>(217) 有 無</small>		
<small>(218) 有 無</small>		
<small>(219) 有 無</small>		
<small>(220) 有 無</small>		
<small>(221) 有 無</small>		
<small>(222) 有 無</small>		
<small>(223) 有 無</small>		
<small>(224) 有 無</small>		
<small>(225) 有 無</small>		
<small>(226) 有 無</small>		
<small>(227) 有 無</small>		
<small>(228) 有 無</small>		
<small>(229) 有 無</small>		
<small>(230) 有 無</small>		
<small>(231) 有 無</small>		
<small>(232) 有 無</small>		
<small>(233) 有 無</small>		
<small>(234) 有 無</small>		
<small>(235) 有 無</small>		
<small>(236) 有 無</small>		
<small>(237) 有 無</small>		
<small>(238) 有 無</small>		
<small>(239) 有 無</small>		
<small>(240) 有 無</small>		
<small>(241) 有 無</small>		
<small>(242) 有 無</small>		
<small>(243) 有 無</small>		
<small>(244) 有 無</small>		
<small>(245) 有 無</small>		
<small>(246) 有 無</small>		
<small>(247) 有 無</small>		
<small>(248) 有 無</small>		
<small>(249) 有 無</small>		
<small>(250) 有 無</small>		
<small>(251) 有 無</small>		
<small>(252) 有 無</small>		
<small>(253) 有 無</small>		
<small>(254) 有 無</small>		
<small>(255) 有 無</small>		
<small>(256) 有 無</small>		
<small>(257) 有 無</small>		
<small>(258) 有 無</small>		
<small>(259) 有 無</small>		
<small>(260) 有 無</small>		
<small>(261) 有 無</small>		
<small>(262) 有 無</small>		
<small>(263) 有 無</small>		
<small>(264) 有 無</small>		
<small>(265) 有 無</small>		
<small>(266) 有 無</small>		
<small>(267) 有 無</small>		
<small>(268) 有 無</small>		
<small>(269) 有 無</small>		
<small>(270) 有 無</small>		
<small>(271) 有 無</small>		
<small>(272) 有 無</small>		
<small>(273) 有 無</small>		
<small>(274) 有 無</small>		
<small>(275) 有 無</small>		
<small>(276) 有 無</small>		
<small>(277) 有 無</small>		
<small>(278) 有 無</small>		
<small>(279) 有 無</small>		
<small>(280) 有 無</small>		
<small>(281) 有 無</small>		
<small>(282) 有 無</small>		
<small>(283) 有 無</small>		
<small>(284) 有 無</small>		
<small>(285) 有 無</small>		
<small>(286) 有 無</small>		
<small>(287) 有 無</small>		
<small>(288) 有 無</small>		
<small>(289) 有 無</small>		
<small>(290) 有 無</small>		
<small>(291) 有 無</small>		
<small>(292) 有 無</small>		
<small>(293) 有 無</small>		
<small>(294) 有 無</small>		
<small>(295) 有 無</small>		
<small>(296) 有 無</small>		
<small>(297) 有 無</small>		
<small>(298) 有 無</small>		
<small>(299) 有 無</small>		
<small>(300) 有 無</small>		
<small>(301) 有 無</small>		
<small>(302) 有 無</small>		
<small>(303) 有 無</small>		
<small>(304) 有 無</small>		
<small>(305) 有 無</small>		
<small>(306) 有 無</small>		
<small>(307) 有 無</small>		
<small>(308) 有 無</small>		
<small>(309) 有 無</small>		
<small>(310) 有 無</small>		
<small>(311) 有 無</small>		
<small>(312) 有 無</small>		
<small>(313) 有 無</small>		
<small>(314) 有 無</small>		
<small>(315) 有 無</small>		
<small>(316) 有 無</small>		
<small>(317) 有 無</small>		
<small>(318) 有 無</small>		
<small>(319) 有 無</small>		
<small>(320) 有 無</small>		
<small>(321) 有 無</small>		
<small>(322) 有 無</small>		
<small>(323) 有 無</small>		
<small>(324) 有 無</small>		
<small>(325) 有 無</small>		
<small>(326) 有 無</small>		
<small>(327) 有 無</small>		
<small>(328) 有 無</small>		
<small>(329) 有 無</small>		
<small>(330) 有 無</small>		
<small>(331) 有 無</small>		
<small>(332) 有 無</small>		
<small>(333) 有 無</small>		
<small>(334) 有 無</small>		
<small>(335) 有 無</small>		
<small>(336) 有 無</small>		
<small>(337) 有 無</small>		
<small>(338) 有 無</small>		
<small>(339) 有 無</small>		
<small>(340) 有 無</small>		
<small>(341) 有 無</small>		
<small>(342) 有 無</small>		
<small>(343) 有 無</small>		
<small>(344) 有 無</small>		
<small>(345) 有 無</small>		
<small>(346) 有 無</small>		
<small>(347) 有 無</small>		
<small>(348) 有 無</small>		
<small>(349) 有 無</small>		
<small>(350) 有 無</small>		
<small>(351) 有 無</small>		
<small>(352) 有 無</small>		
<small>(353) 有 無</small>		
<small>(354) 有 無</small>		
<small>(355) 有 無</small>		
<small>(356) 有 無</small>		
<small>(357) 有 無</small>		
<small>(358) 有 無</small>		
<small>(359) 有 無</small>		
<small>(360) 有 無</small>		
<small>(361) 有 無</small>		
<small>(362) 有 無</small>		
<small>(363) 有 無</small>		
<small>(364) 有 無</small>		
<small>(365) 有 無</small>		
<small>(366) 有 無</small>		
<small>(367) 有 無</small>		
<small>(368) 有 無</small>		
<small>(369) 有 無</small>		
<small>(370) 有 無</small>		
<small>(371) 有 無</small>		
<small>(372) 有 無</small>		
<small>(373) 有 無</small>		
<small>(374) 有 無</small>		
<small>(375) 有 無</small>		
<small>(376) 有 無</small>		
<small>(377) 有 無</small>		
<small>(378) 有 無</small>		
<small>(379) 有 無</small>		
<small>(380) 有 無</small>		
<small>(381) 有 無</small>		
<small>(382) 有 無</small>		
<small>(383) 有 無</small>		
<small>(384) 有 無</small>		
<small>(385) 有 無</small>		
<small>(386) 有 無</small>		
<small>(387) 有 無</small>		
<small>(388) 有 無</small>		
<small>(389) 有 無</small>		
<small>(390) 有 無</small>		
<small>(391) 有 無</small>		
<small>(392) 有 無</small>		
<small>(393) 有 無</small>		
<small>(394) 有 無</small>		
<small>(395) 有 無</small>		
<small>(396) 有 無</small>		
<small>(397) 有 無</small>		
<small>(398) 有</small>		

# 行事予定 | 令和元年11月～令和2年2月

日 時	行 事 (会 議)	開催場所
11月	20日 水 14:00 広報委員会兼編集会議(第5回)	豊田商工会議所会館 4F 会議室401
	20日 水 18:00 上郷支部・税務研修会&講演会	上郷コミュニティセンター ふれあいホール
	21日 木 14:00 女連協・情報交換会	ホテルキャッスルプラザ
	21日 木 生活習慣病予防健診	西部コミュニティセンター
	22日 金 生活習慣病予防健診	高橋コミュニティセンター
	22日 金 10:45 厚生委員会(第3回)	豊田商工会議所会館 4F 会議室401
	22日 金 11:15 福利厚生制度推進連絡協議会	豊田商工会議所会館 4F 会議室401
	26日 火 14:00 法人税セミナー上級(第3回)	豊田商工会議所会館 2F 多目的204
	27日 水 14:00 業種別(自動車部会)税務研修会 豊田鉄工&大豊工業	豊田商工会議所会館 2F 多目的201・202・203
	29日 金 14:30 青年部会・正副部長会議	豊田商工会議所会館 2F 多目的204
	29日 金 15:45 青年部会・税務署長を囲む会	豊田商工会議所会館 2F 多目的204
	29日 金 17:00 青年部会・懇談会(情報交換会)	キッチンこば軒
12月	3日 火 14:30 愛知県法人会・運営研究会	キャッスルプラザ
	10日 火 16:00 女性部会・役員税務研修会	ホテルトヨタキャッスル 山吹の間
	10日 火 17:00 女性部会・懇談会	ホテルトヨタキャッスル 山吹の間
	12日 木 14:00 組織委員会兼支部長会議(第4回)	豊田商工会議所会館 4F 会議室401
	12日 木 15:00 正副支部長会議(第2回)	豊田商工会議所会館 4F 会議室403
	19日 木 10:30 広報委員会兼会報編集会議(第6回)	豊田商工会議所会館 4F 会議室401
	20日 金 10:00 愛知県内事務局役職員研修・懇談会	大同生命ビル 2F・ノリタケの森
	25日 水 10:00 高岡支部・税務研修会	高岡農村環境改善センター 1F 第1研修室
1月	6日 月 14:00 総務委員会(第4回)	豊田商工会議所会館 4F 会議室401
	9日 木 14:00 決算期別説明会(12・1・2月)	豊田商工会議所会館 2F 多目的204
	10日 金 14:00 法人税セミナー初級(第4回)	豊田商工会議所会館 2F 多目的204
	15日 水 14:00 正副会長会議(第2回)	豊田商工会議所会館 4F 会議室401
	15日 水 15:00 常任理事会(第2回)	豊田商工会議所会館 4F 会議室403
	17日 金 14:00 税務会計講座(第4回)	豊田商工会議所会館 2F 多目的204
	21日 火 11:00 女性部会・新春講演会	ホテルトヨタキャッスル 山吹の間・華の間 中東
	22日 水 16:00 理事会(第3回)	ホテルトヨタキャッスル 華の間 中東
	22日 水 17:15 理事会・懇談会	ホテルトヨタキャッスル 華の間 西
	24日 金 14:00 法人税セミナー上級(第4回)	豊田商工会議所会館 2F 多目的204
	28日 火 10:00 愛知県内事務局研修	大同生命ビル 2F
	31日 金 16:00 県連・第25回理事会、理事・委員合同賀詞交歓会	名鉄ニューグランドホテル
2月	3日 月 14:00 県連・専務理事等会議	大同生命ビル 2F・キャッスルプラザ
	7日 金 14:00 法人税セミナー初級(第5回)	豊田商工会議所会館 2F 多目的204
	12日 水 12:00 県連・厚生委員会・厚生制度推進連絡協議会	大同生命ビル 2F
	13日 木 14:00 税務会計講座(第5回)	豊田商工会議所会館 2F 多目的203
	14日 金 12:00 県連・事業委員会	大同生命ビル 2F

## 新会員紹介 | 令和元年6月～令和元年10月

(株)清水産業 豊田営業所	豊田中	(株)シンケイ	猿投
(有)花彩人	豊田中	I.C.C(株)	猿投
(株)SDS	七州	東海窯業原料(株) 豊田支店	猿投
(株)タイト工業	七州	(株)豊通テック	高岡
井高建築(株)	七州	(有)ワンプラスワン 本社倉庫	高岡
(株)HiLO	七州	シーコム(株) 名古屋事業部	藤岡
(株)アウトソーシングテクノロジー豊田支店	豊南	(株)NTサービス	みよし
(合同)ひふみ	豊南	(株)夢たまご	みよし
(株)テクノプラス	豊南	河崎発條(株)	みよし
ヤスダ・電機(株)	猿投		

キリトリ

公益社団法人  
豊田法人会 宛

## 登記事項等異動連絡票

令和 年 月 日

会員名	異動日	令和 年 月 日
異動事項	変更前	変更後
所在地	〒 —	〒 —
フリガナ 法人名		
フリガナ 代表名	役職( )	役職( )
電話番号		
FAX No.		
資本金	万円	万円
業種目		
決算期	月期	月期
その他		

※該当事項をご記入のうえ、豊田法人会事務局までご連絡願います。

(公社)豊田法人会 事務局／豊田市小坂本町1-25 豊田商工会議所会館 4F

Tel : 0565-33-1314 Fax : 0565-33-6230

受付

法人会会員のみなさまに

# 経営者大型総合保障制度

生命保険と損害保険の組み合わせにより、  
万一の場合はもちろん、  
働きなくなった場合のリスクに備えるための  
各種制度商品をご用意しています。

法人会の経営者大型総合保障制度

広げよう  
企業保障の  
大きな傘を

## 〈会社をお守りするトータル保障プラン〉



◎上記商品の正式名称は次のとおりです。

**総合型V Lタイプα**: 大同生命の無配当歳満期定期保険(解約払戻金抑制割合指定型)とAIG損保のベーシック傷害保険

**総合型V Tタイプ**: 大同生命の無配当就業障がい保障保険  
(身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型)と  
AIG損保のベーシック傷害保険

**Jタイプ**: 大同生命の無配当重大疾病保障保険(無解約払戻金型)

**Mタイプ**: 大同生命の無配当総合医療保険(保険料払込中無解約払戻金型)

◎ご検討・ご契約にあたっては、「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。

◎記載は2019年8月現在の内容です。将来変更となる可能性があります。

引受保険会社



三河支社豊田営業所/  
愛知県豊田市小坂本町1丁目5-10(矢作豊田ビル5F)  
TEL 0565-34-0200



名古屋プロチャネル営業部/  
愛知県名古屋市中区栄5-27-12(富士火災名古屋ビル2F)  
TEL 052-857-1400

F-2019-1007(2019年8月9日)  
19-073021 2021-8



〒471-0034 愛知県豊田市小坂本町1丁目25番地  
(豊田商工会議所会館 4F)  
Tel : 0565-33-1314 Fax: 0565-33-6230  
E-mail main@toyotahojinkai.or.jp

発行日／令和元年11月15日

<http://www.toyotahojinkai.or.jp>